

(仮称) 逗子市自治基本条例に盛り込むべき事項の提案について

■ 松下先生

1. 新しい権利として

「地域活動、社会公益活動、その他自分が生活する地域をよく知り、発展させるための活動に参加し、公益を担うことができる権利」

子ども権利条例からのヒントで

伝統的な権利概念を超えて、行為規範として行政や議会、市民を拘束するものとして、考える必要があると考えます。

2. まちづくり市民集会

第 17 条 市長は、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり市民集会を開催します。

2 まちづくり市民集会は、市民、議員及び市長等が参加し、地域社会の課題や焼津市の未来について意見交換し、情報を共有することを目的とします。

3 市長は、特別の事情がない限り、まちづくり市民集会を年 1 回以上開催します。【焼津市自治基本条例】

(市民まちづくり集会)

第 15 条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3 者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。【新城市自治基本条例】

■名和田先生

1. 「地域コミュニティの尊重」に関する規定

もっとも基本的なこととして、1889年の市制町村制の施行と明治の大合併に際して、桜山村、逗子村、山野根村、沼間村、池子村、久木村、小坪村が合併して三浦郡田越村ができ、現在の逗子市の領域ができたこと、この領域は戦時中に一旦横須賀市に編入されながらもその後再び自治の単位として復活したこと、を想起しつつ、これらの地区が逗子市の基本的なコミュニティであることを確認し、市政の上でも尊重していくことを確認する。

2. 地域コミュニティを振興するために都市内分権制度等の制度的支援をすることができる旨の規定

各地区が、実態の上では自治の単位であったにもかかわらず、明治の大合併によって自治制度上の自治の単位とはならなかったこと、しかし今まさにこれらの各地区ごとに自治の取組が求められているということ、を共有し、市としてこれらの地区が自治を実践しやすい制度的な支援を行なうべきことを規定する。この制度は、都市内分権制度を中心としつつ、そのほかさまざまな仕組みを工夫すべきである。

3. 「コミュニティ団体」に関する規定を置く場合の考慮

条例の目次案を見ると、「コミュニティ団体」についての定義規定を置くようである。定義を置くということは、「コミュニティ団体」に関する規定も置かれるであろう。

「コミュニティ団体」の定義の仕方にもよるが、自治会町内会をはじめ、さまざまな地域組織が「コミュニティ団体」に当たるとすると、「住民自治協議会」もまた「コミュニティ団体」である。

そうすると、数あるコミュニティ団体の中でも住民自治協議会を特別扱いする理屈が必要となるのではないか。（茅ヶ崎市の認定コミュニティ条例など。）

4. 条例の推進の仕組みに関する規定

川崎市では、自治基本条例の推進を進行管理する仕組みが規定されており、前市長のもとにおいては「自治推進委員会」が開催されていた。川崎市では未だにコミュニティ地区の考え方が明確でなく、川崎市という巨大な都市自治体全体を見渡して自治基本条例の進行管理をするという仕事には、少なくとも私個人としてはかなり戸惑った。

しかし、逗子市の場合は、各コミュニティ地区の代表や、市の各種団体などなどの代表からなる委員会を立ち上げれば、地に足ついた自治基本条例の進行管理ができるのではないかと。